

治安維持法と共謀罪

内田博文

一 戦争への道

1. 戦前

- ・大正14年(1925年)治安維持法の制定
- ・昭和3年(1928年)治安維持法の改正
- ・昭和6年(1931年)満州事変
- ・昭和8年(1933年)国際連盟脱退
- ・昭和12年(1933年)軍機保護法の制定
- ・昭和12年(1937年)日中戦争
- ・昭和13年(1938年)国家総動員法
- ・昭和15年(1936年)日独伊三国同盟
- ・昭和16年(1941年)国防保安法の制定
- ・昭和16年(1941年)治安維持法の改正
- ・昭和16年(1941年)太平洋戦争
- ・昭和20年(1945年)無条件降伏

2. 現在

- ・平成25年(2013年)特定秘密法の制定
- ・平成26年(2014年)集団的自衛権の行使を認める閣議決定
- ・平成27年(2015年)安保法制の制定
- ・平成28年(2016年)沖縄与那国島への自衛隊配備
- ・平成29年(2017年)共謀罪の法案化
- ・平成32年(2020年)憲法改正発議予定

二 治安維持法の悪法性

1. 治安維持法の制定と運用

- ① 大正14年、治安維持法の制定
- ② 昭和3年、治安維持法の改正
- ③ 昭和16年、治安維持法の大改正

2. 無限定な規定による処罰対象の幾何級数的な拡大

- ① 一般国民は無関係

帝国議会で司法大臣は「思想を圧迫するとか研究に干渉するとかはあり得ない」「善良な国民、普通の学者であり研究者というものに何ら刺激を与えるものではない」(1925年3月11日貴族院本会議)などと答弁

- ② 共産党関係者及びその外郭団体の取締り
- ③ 労働組合を含む合法左翼関係者とその「外郭団体」関係者等も共産党の「外郭団体」

と称して「結社の目的遂行の為の行為」の罪で取締り

- ④ 大日本帝国憲法で保障された自由主義や民主主義などによるサークル活動なども「非日本的な思想」として「結社・集団の目的遂行の為の行為」の罪による取締りの対象
- ⑤ 新興宗教団体も反戦思想のために「国体否定」等結社として取締り
- ⑥ 密告競争を奨励

3. 逸脱適用を支えた法理

- ① 国民の「悪法」服従義務
- ② 「結社の目的遂行の為の行為」は文字通り「一切の行為」をいう
- ③ 実質は適法行為の外観を装った違法行為
- ④ 証明不要の公知の事実
- ⑤ 行為だけでも認識だけでも処罰し得る
- ⑥ 構成要件に該当するかどうかは思想検事が判断し、裁判官はこの判断に追認するだけ
- ⑦ 共謀共同正犯を拡大適用して処罰（昭和11年5月28日連合部判決）

4. 逸脱適用の一例

- ① 妻が夫のために家事を行うこと、あるいは金銭を用意すること等は当時としては極々自然の行為である。しかし、夫が日本共産党中央委員長である場合には、これが「自然の行為」とされずに、「日本共産党の目的遂行の為にする行為」と問擬（昭和8年7月6日第一刑事部判決）。
- ② 「世のあらゆる反資本主義的行為」が治安維持法違反で問擬されることになると弁護団から強く批判された原審有罪判決を正しいと判示（昭和8年9月4日第一刑事部判決）。
- ③ 友人を宿泊させることも友人が活動家ならば「結社目的の遂行の為の行為」となると判示（昭和9年11月1日第一刑事判決）
- ④ 同人雑誌への評論執筆も結社目的遂行行為の罪に該当すると判示（昭和12年9月13日第一刑事部決定）
- ⑤ 同じく人民戦線事件に関して、研究会活動も結社目的遂行行為の罪に問擬（昭和十三年十一月十六日第五刑事部判決）
- ⑥ 新興宗教団体の宣伝布教も結社目的遂行行為の罪に該当すると判示。戦争反対の教義が問題とされた（昭和16年7月22日第四刑事部判決）
- ⑦ 朝鮮人の「民族意識の昂揚行為」が結社目的遂行行為で有罪（昭和18年9月1日第二刑事部判決）

5. 逸脱適用を許したシステム・制度

- ① 検察官司法（広範な起訴裁量）
- ② 自白などによる有罪立証（昭和16年改正による検察官への強制処分権、検面調書への証拠能力の付与）
- ③ 検察官による弁護人の懲戒処分権と指定辩护人制度の採用
- ④ 辩护人も治安維持法違反で問擬
- ⑤ 裁判を国民から見えないようにするために対審の公開禁止は何時でも可能と判示

(昭和8年12月11日第一刑事部判決)

- ⑥ 臣民の法服従義務の否定は許されないと判示(昭和9年12月6日の第一刑事部判決)
- ⑦ 控訴審の省略(昭和16年改正)
- ⑧ 思想犯保護観察制度の導入(同)
- ⑨ 予防拘禁制度の導入(同)

6. 有罪判決を見直す必要はないという国会での法務大臣答弁

三 中間報告による共謀罪の制定と無限定な要件

1. 組織的な犯罪集団の団体としての活動

- ① 集団的詐欺罪
- ② 2015年9月15日の最高裁決定
- ③ 会社の節税対策

2. 対象犯罪の選別

- ① 恣意的で著しい過不足
- ② 違法なキノコ狩りも対象犯罪
- ③ 刑法や刑事特別法の偽証も
- ④ 対象犯罪とされて然るべき罪を除外
- ⑤ 標的は一般国民・市民

3. 当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画

- ① 未必の故意による共謀共同正犯
- ② 謀議の行われた日時、場所、内容の詳細の判示は不要
- ③ 順次共謀
- ④ 現場共謀
- ⑤ 黙示の共謀
- ⑥ 単独の自爆犯は対象犯罪から除外

4. 実行準備行為

- ① 客観的な判別は不可能
- ② ATMでの現金の払い戻しや新幹線での移動も準備行為の可能性
- ③ 行為者の内心に基づいて判別
- ④ 検察官が判別

四 懸念される共謀罪の拡大適用

1. 京都学連事件の教訓

- ① 思想検事等の実地研修
- ② 事件のでっち上げ
- ③ 学生運動等の規制

2. 針小棒大の事実認定

- ① 「暴力団関係者」「テロリスト」「社会の敵」のレッテル貼り
- ② 報道統制によるセンセーショナル報道

③ 萎縮効果

3. 運用は警察・検察の裁量

- ① 逸脱適用・運用
- ② 裁判所による追認
- ③ 強化された検察官司法
- ④ 乱用防止システムの不在

4. 通信傍受の対象拡大

- ① 2016年の刑訴法改正で9類型を追加
- ② 「テロ等準備罪」への拡大
- ③ 国民監視に猛威
- ④ 歯止めは不在

5. GPS捜査

- ① 2017年3月15日の最高裁大法廷判決
- ② GPS捜査を合法化するための新たな立法
- ③ 会話傍受、更には行政盗聴まで認めるべきだとの議論
- ④ イスラム教徒捜査の記録ファイル114点がインターネット上に公開拡散

五 危機にある日本の民主主義と人権

1. 監視社会

- ① 膨大な個人情報の収集が必要不可欠
- ② 大垣警察市民監視事件
- ③ 市民監視は通常の警察業務の一環
- ④ 市民監視で得られた情報を「テロ等準備罪」の捜査に活用
- ⑤ 2010年のイスラム教徒監視事件、2016年の大分県・別府警察署による盗撮事件、名古屋市マンション建設反対運動弾圧事件など

2. 国民による相互監視

- ① 安全安心まちづくり条例
- ② 国民の防犯義務
- ③ 監視されるべきは政府・官庁の隠蔽体質

3. 分断社会

- ① 敵味方刑法
- ② 社会の敵は人権保障の枠外
- ③ 刑事政策以外の領域でも散見
- ④ すべての個人は潜在的容疑者

4. 権利運動の抑圧

- ① 山城議長の保釈
- ② 抗議運動からの離脱を迫る
- ③ 国会での議員質問に対する法務大臣答弁
- ④ 市民の異議申立てへの力による封じ込め

5. 倉敷民商事件

- ① 主犯は在宅起訴で執行猶予付き懲役1年6月の有罪判決
- ② 事務局メンバーは逮捕し428日間の勾留
- ③ 法人税法違反も共謀罪の対象犯罪

6. 世界からの強い危機感

- ① 国連「プライバシー権」特別報道者のジョセフ・ケナタッチ氏（マルタ大学教授）
- ② 国際ペンクラブ会長
- ③ イギリス新聞ガーディアン

7. 国民の意欲と能力

- ① 国民のための国家から、国家のための国民に逆転
- ② 政府による事実上のクーデター
- ③ 基本的人権を根こそぎ否定
- ④ 憲法改正と連動
- ⑤ 私たちには武器が
- ⑥ 国民は民主主義、平和主義、基本的人権の担い手
- ⑦ 意欲と能力